

#### 4. 財政健全化指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することが義務づけられた。

令和5年度についても、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率も、早期健全化基準に比べ大幅に低い数値であり、健全な財政状況を示すものとなっている。また、公営企業を対象とする資金不足比率についても、前年同様に算定されていない。

指標名		R5算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率		—	16.25%	30.00%
実質公債費比率		3.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率		63.8%	350.0%	
資金不足比率	水道事業	—	20.0%	
	公共下水道事業	—	20.0%	
	病院事業	—	20.0%	
	宅地造成事業 (富士山フロント工業団地第2期整備事業)	—	20.0%	

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率は、黒字の場合は「—」で表示

#### 【参考】令和2～令和4年度決算に基づく健全化判断比率

指標名	R2算定比率	R3算定比率	R4算定比率
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	3.2%	3.2%	3.3%
将来負担比率	63.3%	74.0%	69.5%

### (1) 実質赤字比率

～普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} (\triangle 3,044,900 \text{千円})}{\text{標準財政規模} (52,773,427 \text{千円})} = \triangle 5.76\% \leq 0$$

○一般会計等の実質赤字額：一般会計及び普通会計に属する特別会計における実質赤字の額

※ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額 ( $\triangle 3,044,900$ 千円)

○標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額 (52,773,427千円)

### (2) 連結実質赤字比率

～全会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} (\triangle 12,468,817 \text{千円})}{\text{標準財政規模} (52,773,427 \text{千円})} = \triangle 23.62\% \leq 0$$

○連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 (0円)

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 (0円)

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 (3,300,830千円)

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 (9,167,987千円)

※ (イ + ロ) - (ハ + ニ) = (0 + 0) - (3,300,830 + 9,167,987) =  $\triangle 12,468,817$  (千円)

### (3) 実質公債費比率

～普通会計の地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} \quad (3 \text{ か年平均}) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}}$$

○準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債は、償還期間を30年とする元金均等年賦方式による1年当たりの元金償還相当額

ロ 一般会計等から普通会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの

ハ 一般会計等から組合・地方開発事業団への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

$$\text{※ 令和3年度} = \frac{(6,636,169 + 1,846,449) - (2,392,647 + 4,715,107)}{52,091,999 - 4,715,107} = 2.9\%$$

$$\text{※ 令和4年度} = \frac{(6,854,257 + 1,668,616) - (2,316,540 + 4,399,032)}{51,290,360 - 4,399,032} = 3.9\%$$

$$\text{※ 令和5年度} = \frac{(7,476,683 + 1,558,748) - (2,415,999 + 4,242,161)}{52,773,427 - 4,242,161} = 4.9\%$$

上記より 3か年平均 = (2.9%+3.9%+4.9%) ÷ 3 = 3.8%

#### (4) 将来負担比率

～普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}}$$

○将来負担額：イからチまでの合計額（117,898,850千円）

イ 普通会計の決算年度末の地方債現在高（84,238,073千円）

ロ 普通会計の債務負担行為に基づく支出予定額（7,763,707千円）

ハ 普通会計以外の会計の地方債元金償還に充てる普通会計の負担見込額

（10,944,857千円）

ニ 一部事務組合等の地方債元金償還に充てる普通会計の負担見込額（233,651千円）

ホ 退職手当支給予定額のうち、普通会計の負担見込額（14,718,562千円）

ヘ 設立法人の負債のうち、財務状況等を勘案した普通会計の負担見込額（0円）

ト 連結実質赤字額（0円）

チ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち普通会計の負担見込額（0円）

○充当可能基金額：森林財産基金を除く基金の決算年度末残高（19,697,568千円）

○特定財源見込額：都市計画税収、市営住宅使用料、猶予特例債に係る徴収金等の合計額

（26,401,534千円）

○地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額（40,826,468千円）

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額（4,242,161千円）

$$\text{将来負担比率} = \frac{117,898,850 - (19,697,568 + 26,401,534 + 40,826,468)}{52,773,427 - 4,242,161} = 63.8\%$$

## (5) 資金不足比率

～公営企業の経営指標として「事業の規模」に対する「資金の不足額」の比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### ○資金の不足額

〔法適用企業〕 (流動負債－建設改良費に充てる翌年度償還企業債) ＋建設改良費以外の企業債現在高－流動資産－解消可能資金不足額

〔法非適用企業〕 (歳出額＋建設改良費以外の企業債現在高－歳入額) －解消可能資金不足額

### ※解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金不足が生じる場合に、資金の不足額から控除する一定の額

(例) 未供用の事業用資産がある場合の減価償却費の控除

### ○事業の規模

〔法適用企業〕 営業収益額－受託工事収益額

〔法非適用企業〕 資本＋負債 (宅地造成事業)

各会計ごとの資金不足比率

〔水道事業〕

$$\frac{(1,413,038 - 583,520) + 0 - 2,469,577 - 0}{3,358,596 - 18,242} = \triangle 49.1\% \leq 0$$

〔公共下水道事業〕

$$\frac{(2,303,011 - 1,935,742) + 0 - 1,700,161 - 0}{2,837,662 - 0} = \triangle 47.0\% \leq 0$$

〔病院事業〕

$$\frac{(2,067,685 - 479,670) + 0 - 7,783,051 - 0}{14,270,272 - 0} = \triangle 43.4\% \leq 0$$

〔宅地造成事業 (富士山フロント工業団地第2期整備事業)〕

$$\frac{(728,900 + 0 - 728,900) - 0}{0 + 0} = -\% \leq 0$$